

倉敷市結婚機運醸成事業の企画及び運営業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

倉敷市結婚機運醸成事業の企画及び運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

高梁川流域圏域において、結婚相談所への登録や婚活イベントへの参加に比べ、心理的ハードルが低く気軽に参加しやすいイベントを開催することで、漠然と結婚を考えている若者や異性との出会いを希望しているが行動を起こせていない人等の参加を促進し、結婚への意識の向上や婚活を始める動機づけを行い、結婚を希望する人の結婚への第一歩を後押しすることを目的とする。

4 業務の内容

以下は本業務の項目ごとに最低限必要な要件を定めるものであり、具体的な事業の内容及び詳細は、本市と協議及び調整のうえ実施すること。

(1) 事業の企画、事前準備

①企画立案

結婚を希望する男女が結婚への意識の向上や婚活を始める動機づけとなるようなイベント、特に女性の集客を意識し、女性が参加したいと思える内容を企画すること。若い世代に興味、関心を持ってもらうため、著名人等のトークショーやセミナー、また、レクリエーション要素やエンターテインメント性のある催し物を企画し、気軽に参加しやすい内容とすること。

また、イベント中に参加者同士が交流できる時間を取り、出会いの機会にも繋がるよう実施すること。

②実施時期と開催回数

11月～1月の土曜日・日曜日・祝日のうち1回の開催。

※開催日は会場の予約状況や他の同種のイベントと重ならないよう市と相談し決定する。

③参加対象

高梁川流域圏域に在住・在勤、または、今後、県外から高梁川流域圏への転居等を検討している20代・30代の結婚を望む独身の男女。

※高梁川流域圏域とは、倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市の区域をいう。

④参加定員

200名程度（男女同数程度）。会場の収容可能人数によって調整する。

⑤参加費

無料とする。

⑥会場

参加定員を収容可能な倉敷市内の会場を確保すること。

⑦事前準備

イベント実施に必要な事前準備を滞りなく実施すること。

(2) 募集告知、広報、申し込み受付

①リーフレットの作成・配布、ウェブサイトでの告知、ウェブ・SNS 広告等での広報等、参加定員の集客に必要な広報を行うこと。

※告知方法等、具体的な計画を提案内容に含めること。

②申込受付の対応、参加者への案内、キャンセルの対応。

③募集期間は2ヶ月程度設けること。

(3) イベント当日の運営

①会場設営、受付、全体進行管理、コンテンツ進行管理、ゲストの管理など。

②イベント後にアンケート調査を実施すること。アンケート内容は市と協議の上決定する。

(4) 事業報告書の提出

事業報告書についてはイベント実施後30日以内に提出すること。事業報告書には、イベントの名称、開催内容、参加人数、参加者の居住地、状況報告（イベント進行記録等）、特記事項（改善点等）等を記載し、状況写真、アンケート集計結果、広報等の状況を添付して提出すること。

（任意様式）

(5) その他留意事項

①事業実施に当たり、必要となる各種資料の作成、スタッフの確保、会場の設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、受託者の責任において行うものとする。

②業務の遂行に当たっては、責任者を明確にし、体制を整えて臨むこと。

③次に掲げる費用については、委託料の算定根拠としないこと。

- ・受託者による会合等の飲食費
- ・個人に金銭給付を行い、又は個人の負担を直接的に軽減する事業
- ・備品又は高額な消耗品の購入等の経費
- ・その他、本事業と直接関係のない人件費等の費用

④受託者が行っている他の事業と明確に区分して経理処理を行うこと。

⑤実施に当たっては、参加者のプライバシーに十分に配慮すること。

⑥業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図ること。

⑦事業実施に当たっては、倉敷市が行う事業であることが分かるようにすること。

5 受託者が提案する効果的な事項

本事業の目的達成のための独自提案を可能とする。ただし、追加予算を必要としないものに限る。

6 委託の条件

- (1) 受託者は、委託事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (3) 受託者は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も、同様とする。
- (4) 受託者は、本事業で取り扱う個人情報について、倉敷市個人情報保護条例（平成12年倉敷市条例第6号）を遵守すること。
- (5) 倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第173条の規定により、契約金額の契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第175条第1項の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を減免する。
- (6) 契約手続に係る費用は、受託者が負担することとする。

7 著作権等著作権等

- (1) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則としてすべて倉敷市に帰属するものとする。
- (2) 企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、事前に通知することにより倉敷市が無償で企画提案書を使用できるものとする。
- (3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

8 その他

受託者は、当該委託業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは、その都度倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。

【参考】 倉敷市財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第175条 次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (3) 過去2年間に国又は地方公共団体（これらの公社を含む。）と、当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。